

「伊勢市第2期障がい者計画及び伊勢市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）」におけるパブリック・コメント結果概要について

1. パブリック・コメント実施の概要

(1) 意見募集した案件

伊勢市第2期障がい者計画及び伊勢市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（案）

(2) 意見募集方法

障がい福祉課へ直接持参、郵送、ファクス、Eメール

(3) 計画（案）の縦覧場所（21箇所）

- ・市役所1階市民ホール
- ・総務課
- ・障がい福祉課
- ・福祉健康センター（健康課）
- ・総合支所生活福祉課（二見・小俣・御薗）
- ・支所（神社・大湊・宮本・浜郷・豊浜・北浜・城田・四郷・沼木）
- ・伊勢図書館
- ・小俣図書館
- ・生涯学習センターいせトピア
- ・二見生涯学習センター
- ・ハートプラザみその

(4) 意見提出の対象者

伊勢市内に在住、通勤又は通学している人など

(5) 意見募集の期間

令和2年12月1日（火曜）から令和3年1月6日（水曜）

2. 提出された意見の概要

提出者数 3人

意見数 18件

【内訳】提出方法別

- ・Eメール 1人（1件）
- ・ファクス 1人（2件）
- ・窓口提出 1人（15件）

3. 提出された意見に対する市の考え方

No.	寄せられたご意見	市の考え
1	<p>計画が市外からの観光客等に対する施設や利便性の行政サービスの向上をメインに計画されていると感じるが、市内在住者の日々の生活や活動状況の利便性の向上等のバリアフリーをも意識した視点がより大事と思われるが、その点が従来から希薄と感じる。</p> <p>市内在住者に対する対応より外向きの計画を充実させようと感じることが多々ある。</p> <p>EX：健常者が普通に利用できるものでも障害者には解放されていない宮川河川公園の駐車場の開放なども、市民の声で転落防止策がないとの整備状況を理由に開放を断られている。五十鈴川の有料駐車場も転落防止策は設置されていないが、何故か理由明確な差異の理由が示されないまま放置対応される。</p>	<p>本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、各市町村が独自に策定する計画です。各取り組みに関しては、伊勢市民に向けた計画を策定しているものであり、いただいたご意見のとおり、伊勢市民の「日々の生活や活動状況の利便性の向上等のバリアフリーを意識した視点がより大事」であると考えており、今年度に、障がいのある人や高齢者等が容易に移動でき、だれもが安全・安心に過ごせるまちを実現することを目的として、伊勢市バリアフリーマスタープランを策定することとしています。いただいたご意見も参考にしながら、関係課と連携して取り組みを推進いたします。</p>
2	<p>○第1章 計画策定にあたって</p> <p>1. 計画策定の趣旨</p> <p>県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018（平成30）年度から2020（令和2）年度までの3年間の計画期間で、2018（平成30）年3月に策定し、県の障害者施策の基本的な方向を定めています。又県が取り組むべき障害者の自立及び社会参加の支援等の施策等を明らかにしています。 <p><趣旨の中に入れてはどうか？></p>	<p>みえ障がい者共生社会づくりプランにつきましては、P4「(2) 他の計画との関係」にて、本計画との関係性を示しています。</p>
3	<p>(参考) 障がい者に関連する法整備の主な動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度まで記載されていますが <p><追加として・・・></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年6月 障害者雇用促進法の改訂 障害者活躍推進計画策定の義務化 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 ・令和元年6月 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 ・令和2年6月 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 国民に向けた広報啓発の取組促進 バリアフリー基準適合義務の対象拡大 ・令和3年3月 障がい者の法定雇用率の引き上げ 	<p>ご意見を踏まえ、本文に追加しました。</p>

No.	寄せられたご意見	市の考え
4	<p>○第2章 障がいのある人を取りまく現状 1. 障がいのある人の推移 ・難病患者などの状況も追加してはどうですか？ 障害者の定義が見直され、難病等は「その他心身の機能の障害」に含まれることになっています。</p> <p>・障害支援区分の認定状況も追加してはどうですか？ 障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要になる場合があります。 認定者数の推移をみることでどの区分が多いのかが分かる過去5年間の推移を・・・</p>	<p>「1. 障がいのある人の推移」では、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数についての推移を示しています。その他様々な事象については、別途集計・分析のうえ、計画に反映しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
5	<p>○第3章 計画の基本的な考え方 3. 基本目標 「基本目標4」こどもの育ちと家庭の安心への支援 文言の追加を・・・ ・ICTの導入について 特別支援教育においては、一人一台のタブレットの効果的な活用は重要に思います。 こどものニーズに応じた教育を・・・ <検討を・・・></p>	<p>特別な支援を必要とする児童生徒にとって、ICTを活用することは、学習上の困難を低減させる大きな可能性を有しています。例えば、「視覚的に見せること」は授業の理解を深めるうえでも有効です。「表現のツール」としてICTを活用することで、言葉では見えてこなかった子の内面を見える化することもできます。「拡大機能」は弱視の子の困難に合わせた活用となります。これまでも、特別支援教育において、個別の教育的ニーズを踏まえ、自立と社会参加を見据えた学習を進めてまいりました。ご意見をいただきましたように、一人一台タブレットの活用で、さらに特別支援教育を充実させることができると考えております。</p> <p>現在、令和元年12月に文部科学省より発表がありましたGIGAスクール構想の実現をめざして、本市においても、令和3年4月からの1人1台タブレット配布に向けた機器等の環境整備を進めているところです。</p> <p>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のためのツールとして、1人1台タブレットを活用しながら、多様で柔軟な対応や支援を行いながら特別支援教育を充実させていきたいと考えます。</p>
6	<p>○第4章 施策の方向 基本目標1 日常の自立した暮らしへの支援 (2) 生活の場の確保 現状と課題<追加の提案> ・グループホームについて 日中サービス支援型共同生活援助事業所(グループホーム)の推進が必要ではないでしょうか？ 理由として、生活介護が不十分、24時間対</p>	<p>ご意見を踏まえ、本文に追加しました。</p>

No.	寄せられたご意見	市の考え
	応可能なヘルパーが不足しています。	
7	○第4章 施策の方向 基本目標2 相談支援と権利擁護の推進 (1) 相談支援体制の整備と充実 現状と課題<追加の提案> ・8050問題について 8050問題(高齢の親と中高年のひきこもりの子が同居)等複合的な生活課題を抱える家庭に対して、関係機関と連携し包括的な相談・支援が必要です。 8050問題に対してどう対応していくのかの検討が必要です。	いただいたご意見の趣旨につきましては、P13「2. 基本的視点 ⑤障がいのある子ども及び高齢者など複合的困難に配慮したきめ細かい支援」にて、ご意見の趣旨を踏まえた計画とすることを示しています。
8	○第4章 施策の方向 基本目標2 相談支援と権利擁護の推進 (1) 相談支援体制の整備と充実 現状と課題<追加の提案> ・介護保険サービスへの移行について 障がいのある人が介護保険の被保険者になった時、引き続き必要なサービスを利用出来るよう障害福祉サービスと介護保険サービスを適切に利用できる相談支援体制が必要です。 <文言の追加の検討を・・・>	ご意見を踏まえ、本文に追加しました。
9	○第4章 施策の方向 基本目標5 ひとにやさしいまちづくりの推進 (4) 安全・安心で快適な生活環境の整備 具体的取り組み ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進 <概要> 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の推進、その制度の周知を図る文言の追加を・・・	ご意見を踏まえ、本文に追加しました。
10	○第4章 施策の方向 基本目標5 ひとにやさしいまちづくりの推進 (5) 防災・防犯・感染症対策の充実 <文言の追加を・・・> ・福祉避難所の確保 体育館等の指定避難所では生活することが困難な障がいのある人が安心して避難生活を送れるよう、障がい福祉課、危機管理課、高齢者支援課が連携し福祉避難所の指定及び整備をしていくことが必要。 <検討を・・・>	ご意見を踏まえ、本文に追加しました。
11	○第5章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 2. 成果目標の設定 (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 地域生活支援拠点を、令和2年度に整備しました。	地域生活支援拠点の具体的な内容につきましては、令和3年1月28日に開催される伊勢市障害者施策推進協議会にて協議を行い、令和3年3月末までに整備をする予定です。

No.	寄せられたご意見	市の考え
	と掲載していますが、具体的な掲載が必要ではないでしょうか？ 名称・場所等の具体的な掲載を・・・	
12	○第6章 計画の推進にあたって 1. 計画の推進 （2）障がい者団体等の役割 地域や団体間の連携を進め、とありますが、具体的な明記が必要かと思えます。 <たとえば・・・> 団体間の連携はもとより、伊勢市社会福祉協議会や民生員児童委員などの福祉関係者との連携による展開が重要です。 <検討を・・・>	ご意見を踏まえ、本文に追加しました。
13	○第6章 計画の推進にあたって 1. 計画の推進 （3）事業者等の役割 もう少し、具体的な内容が必要です。 <たとえば・・・> 事業者相互の連携を強化し、情報と課題を共有することによって、他地域全体の福祉環境の充実が重要です。 <検討を・・・>	ご意見を踏まえ、本文に追加しました。
14	○第6章 計画の推進にあたって 1. 計画の推進 （4）企業等の役割 もう少し、具体的な内容が必要です。 障がい者の積極的な雇用 バリアフリー化の推進 ユニバーサルデザインを重視した展開 <などの文言の追加検討を・・・>	ご意見を踏まえ、本文に追加しました。
15	○資料編 3. 関係団体等調査の概要 （3）質問内容 結果のまとめの記載が必要です。	ご意見を踏まえ、本文に追加しました。
16	○資料編 5. 用語解説 <追加として・・・> ・伊勢市相談支援ネットワーク会議 ・NPO ・心のバリアフリー ・コミュニケーション ・障害者虐待防止法 ・障害者雇用促進法 ・就労移行支援 ・就労継続支援（A・B） ・社会福祉協議会 ・作業療法 ・社会的障壁 ・市民後見人 ・理学療法	用語解説に追加しました。

No.	寄せられたご意見	市の考え
17	<p>障がい者等交流会事業補助金に関連して障害者(児)当事者やその家族(主に親ですが)、悩みを出しあい、明日の勇気を培える交流会が、市内の複数の地域でひらけるような取りくみと予算を。</p> <p>親たちが重荷にならないような援助を協働できる体制を。</p> <p>(県の不登校の親の会の運営などは、とても配慮されていて、親としてとてもはげまされています。伊勢市での充実をのぞみます。)</p>	<p>ご意見のとおり、障がいのある人やその家族の重荷にならないような取り組みが重要であると考えています。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、障がい者等交流会事業補助金の普及に努めます。</p>
18	<p><現在気になること>への回答は「家族がいなくなった時の生活が不安」と答えた人が非常に多いです。家族の支え”自助”に頼った施策になってしまわないために、障がい者を支える「公助」を基本理念にして、安心、安全を保障する予算の充実をはかってください。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、着実な計画の推進に努めます。</p>

4. 計画案の修正内容

別紙1のとおり

頁	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
2	第1章 施策策定にあたって 1. 計画策定の趣旨		令和2年 4月「 <u>障害者雇用促進法</u> 」の改正・施行 ・障がい者活躍推進計画の作成・公表の義務化、週20時間未満の障がい者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設 等 6月「 <u>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律</u> 」の施行 ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 等 令和3年 4月「 <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u> 」の改正・施行 ・公共交通事業者等など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進 等	パブリックコメント
19	第4章 施策の方向 「基本目標1」日常の自立した暮らしへの支援 (2) 生活の場の確保	施設整備補助制度の情報提供等により民間事業者による整備促進を図ります。	施設整備補助制度の情報提供等により民間事業者による整備促進を図ります。 また、 <u>日中サービス支援型共同生活援助事業所の整備促進を図ります。</u>	パブリックコメント
22	第4章 施策の方向 「基本目標2」相談支援と権利擁護の推進 (1) 相談支援体制の整備と充実	市内に3ヶ所ある障害者地域相談支援センターによる相談支援体制の充実を図り、きめ細かな相談支援を行います。 また、広報等での周知に努め、相談支援の利用促進を図ります。	市内に3ヶ所ある障害者地域相談支援センターによる相談支援体制の充実を図り、きめ細かな相談支援を行います。 また、 <u>障がいのある人が介護保険サービスへ移行する際には、適切なサービス利用を継続するための相談支援体制づくりに取り組みとともに、</u> 広報等での周知に努め、相談支援の利用促進を図ります。	パブリックコメント
38	第4章 施策の方向 「基本目標5」ひとにやさしいまちづくりの推進 (4) 安全・安心で快適な生活環境の整備	重度障がい者タクシー料金助成制度をはじめ、各種公共交通機関における料金割引を周知するなどにより、障がいのある人が移動しやすい環境を整えます。	重度障がい者タクシー料金助成制度をはじめ、各種公共交通機関における料金割引を周知するなどにより、障がいのある人が移動しやすい環境を整えます。 また、 <u>三重おもいやり駐車</u>	パブリックコメント

頁	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
			<u>場利用証制度の推進及び周知に努めます。</u>	
38	第4章 施策の方向 「基本目標5」ひと にやさしいまちづく りの推進 (4) 防災・防犯・ 感染症対策の充実		<u>・市内の施設と福祉避難所 の協定を結び、障がいのあ る人への災害時の体制整備 に努めています</u>	パブリック コメント
39	第4章 施策の方向 「基本目標5」ひと にやさしいまちづく りの推進 (4) 防災・防犯・ 感染症対策の充実	南海トラフ地震の発生や 大型台風、集中豪雨等による 風水害など、災害の甚大化・ 深刻化の懸念と、新型コロナウイルス 感染症の感染拡大を背景と する感染症への懸念が高ま っています。不確実性の高まる 中において、障がいのある人 が地域で安全・安心に生活で けるよう、障がいのある人が 参加する防災訓練の実施や、 障がいのある人に対する適切 な避難支援、その後の安否確 認を行える体制整備をはじめ とした防災対策、適切な感染 症対策の充実に取り組みま す。 また、障がいのある人やそ の家族に対する防犯知識の普 及と意識啓発を図り、障がい のある人の犯罪被害の防止に 努めます。	南海トラフ地震の発生や大 型台風、集中豪雨等による 風水害など、災害の甚大 化・深刻化の懸念と、新型 コロナウイルス感染症の感 染拡大を背景とする感染症 への懸念が高まっています。 不確実性の高まる中にお いて、障がいのある人が地 域で安全・安心に生活でき るよう、障がいのある人が 参加する防災訓練の実施 や、障がいのある人に対 する適切な避難支援、 <u>福祉 避難所の体制整備</u> 、その 後の安否確認を行える体 制整備をはじめとした防 災対策、適切な感染症対 策の充実に取り組みま す。 また、障がいのある人やそ の家族に対する防犯知識の 普及と意識啓発を図り、 障がいのある人の犯罪被害 の防止に努めます。	パブリック コメント
74	第6章 計画の推進 にあたって 1. 計画の推進 (2) 障がい者団体 等の役割	地域や団体間の連携を進 め、生活の支援や当事者 活動の促進を図り、障が いのある人の自立と社会 参加を促進していくこと が期待されます。	<u>社会福祉法人や民生委員 児童委員等</u> 、地域や団体 間の連携を進め、生活の 支援や当事者活動の促進 を図り、障がいのある人 の自立と社会参加を促進 していくことが期待され ます。	パブリック コメント
74	第6章 計画の推進 にあたって 1. 計画の推進 (3) 事業者等の役 割	障がい福祉サービス等の 提供者として、利用者支 援、サービスの質の確保 、事業内容やサービス 内容の情報提供、 <u>他のサ ービスとの連携</u> に取り組 むことが期待されます。	障がい福祉サービス等の提 供者として、利用者支援 、サービスの質の確保、 事業内容やサービス内容 の情報提供、 <u>事業者相互 の連携の強化</u> と課題の共 有に取り組むことが期待 されます。	パブリック コメント

頁	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
74	第6章 計画の推進 にあたって 1. 計画の推進 (4) 企業等の役割	障がいのある人の自立した生活に向け、雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障がいのある人が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。	障がいのある人の自立した生活に向け、障がい者雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、 <u>バリアフリー化の推進など</u> 、障がいのある人が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。	パブリック コメント
104	資料編 3. 関係団体等調査の概要		<p>(4) 結果の概要</p> <p>【支援団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別解消に向けた情報共有が、柔軟に行われている。 ・個々の障がい特性に応じた、きめ細かな生活支援が求められている。 ・障がいのある人も安心して医療を受けることができる環境整備とともに、保健・医療分野における各主体間の連携の円滑化が求められている。 ・障がいのある人が文化芸術・スポーツ活動をしたい時に、いつでもその活動ができる環境整備とともに、関連施設の維持・管理が必要である。 ・団体会員等の人材の高齢化や会員の確保、組織の維持が課題である。 <p>【当事者団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別解消に向けた取り組みが進められている一方で、当事者並びに当事者を取り巻く家族等の実情や気持ちがあふまえていない側面がある。 ・親なき後を見据えた支援が求められている。 ・学ぶことに喜びを感じられる取り組みがあればいいのではないか。 ・サービスの種類は多くあれど、利用しにくい側面がある。また、サービスの多様性があってもいいのではないか。 ・本市における障がい福祉サービスの中でも、生活介 	パブリック コメント

頁	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
			<p><u>護や療養介護、短期入所（ショートステイ）、施設入所支援が不足しているという声がある。</u></p> <p>【障がい福祉サービス提供事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市における障がい福祉サービスの中でも、<u>重度訪問介護や短期入所、共同生活援助、居宅介護が不足しているという声がある。</u> ・<u>地域移行を進めるために、地域で支援を受けることのできる体制の充実が必要。</u> ・<u>事業展開における問題点・課題として、職員の確保が困難、サービス単価が低いなどの意見が多い。</u> ・<u>生活支援サービスにおける支援者不足が顕著であることから、支援者増に向けた取り組みが求められている。</u> ・<u>親なき後の生活が不安のないよう、取り組みを進めることが必要。</u> 	
107	資料編 5.用語解説 あ行		<p><u>伊勢市相談支援ネットワーク会議</u></p> <p><u>障がいのある人が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくため、相談支援機関の緊密な連携を図り、知識や情報を共有し、より質の高い相談支援業務の向上に努めるための会議</u></p>	パブリックコメント
107	資料編 5.用語解説 あ行		<p><u>NPO</u></p> <p><u>さまざまな社会貢献活動や社会貢献事業を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。</u></p>	パブリックコメント
108	資料編 5.用語解説 か行		<p><u>心のバリアフリー</u></p> <p><u>さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。</u></p>	パブリックコメント

頁	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
108	資料編 5.用語解説 <u>か行</u>		<u>コミュニケーション</u> <u>対話や会話などを通じて、</u> <u>気持ちや意見等を伝えるこ</u> <u>と。</u>	パブリック コメント
108	資料編 5.用語解説 <u>さ行</u>		<u>作業療法</u> <u>生活していくために必要な</u> <u>動作や社会に適応するため</u> <u>の能力の回復を目指し、作</u> <u>業に焦点をあてて行う治</u> <u>療、指導、援助のこと。</u>	パブリック コメント
109	資料編 5.用語解説 <u>さ行</u>		<u>市民後見人</u> <u>社会貢献への意欲が高い市</u> <u>民で、市町村が実施する養</u> <u>成研修を受講し、成年後見</u> <u>に関する一定の知識・態度</u> <u>を身に付けた人の中から、</u> <u>家庭裁判所により成年後見</u> <u>人等として選任された人の</u> <u>こと。</u>	パブリック コメント
109	資料編 5.用語解説 <u>さ行</u>		<u>社会的障壁</u> <u>日常生活または社会生活に</u> <u>おいて、その活動を制限</u> <u>し、社会への参加を制約し</u> <u>ている事物、制度、慣行等</u> <u>のこと。</u>	パブリック コメント
109	資料編 5.用語解説 <u>さ行</u>		<u>社会福祉協議会</u> <u>社会福祉法の規定に基づい</u> <u>て組織される、地域福祉の</u> <u>推進を図ることを目的とす</u> <u>る団体のこと。</u>	パブリック コメント
109	資料編 5.用語解説 <u>さ行</u>		<u>就労移行支援</u> <u>通常の事業所に雇用される</u> <u>ことが可能と見込まれる、</u> <u>就労を希望する65歳未満の</u> <u>障がいのある人に対して行</u> <u>う訓練や支援等のこと。</u>	パブリック コメント
109	資料編 5.用語解説 <u>さ行</u>		<u>就労継続支援（A・B）</u> <u>通常の事業所に雇用される</u> <u>ことが困難な障がいのある</u> <u>人に対して、就労や生産活</u> <u>動の機会を提供するととも</u> <u>に、その他の就労に必要な</u> <u>知識及び能力の向上のため</u> <u>に必要な訓練や支援等のこ</u> <u>と。雇用契約に基づく就労</u> <u>が可能か、あるいは困難か</u> <u>によって、A型とB型に分</u> <u>けられる。</u>	パブリック コメント

頁	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
110	資料編 5.用語解説 <u>さ</u> 行		<u>障害者虐待防止法</u> <u>障がいのある人に対する虐待が、障がいのある人の尊厳を害するものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとって、虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がいのある人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行うことにより、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。</u>	パブリックコメント
110	資料編 5.用語解説 <u>さ</u> 行		<u>障害者雇用促進法</u> <u>障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置や、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。</u>	パブリックコメント
113	資料編 5.用語解説 <u>ら</u> 行		<u>理学療法</u> <u>身体の機能回復・維持を目的に、身体と心の両面から働きかける療法のひとつ。</u>	パブリックコメント